

証券コード 4258
2022年3月10日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
株式会社網屋
代表取締役会長 伊 藤 整 一

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点より、株主の皆様の安全・安心を最優先するため、ご健康状態によらず、株主総会当日の会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会はインターネットによるライブ中継を行います。株主の皆様におかれましては、3頁に記載の「株主総会オンライン参加のご案内」をご確認の上、同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権をご行使いただけますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月24日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町3-22-1 日本橋浜町Fタワープラザ3階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第26期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

(インターネットによる開示について)

- ・本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。

- ①業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
- ②会社の支配に関する基本方針
- ③株主資本等変動計算書
- ④計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本株主総会招集ご通知添付書類に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告書又は監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。

- ・なお、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.amiya.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(お願い)

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会オンライン参加のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。なお、**ライブ中継上での議決権行使は行えませんので、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

また、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が写り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

1. 配信日時

2022年3月25日(金曜日)午前10時から株主総会終了時まで (午前9時30分よりログイン可能)

2. 参加の手続き

オンライン参加される株主様は、「株主専用ウェブサイト」にて、ID(株主番号)とパスワードをご入力ください。

株主様専用ウェブサイト <https://4258.ksoukai.jp>

ID及びパスワード

- ・ ID 議決権行使書用紙に記載の9桁の株主番号を半角数字でご入力ください。
- ・ パスワード 株主様のご登録住所(2021年12月31日時点でのご登録住所)の郵便番号を半角数字、ハイフン無しでご入力ください。

3. オンライン参加に関する注意事項

- ・ オンライン参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、オンライン参加の株主様につきましては、当日の議決権行使、会社法上のご質問、動議を承ることはできません。また、事前質問も受け付けておりませんのでご了承ください。
- ・ オンライン参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様ご本人のみに限定させていただきます、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ オンライン参加に対応している言語は日本語のみとなりますのでご了承ください。
- ・ 通信環境等の影響により、株主総会ライブ中継の映像や音声の乱れ、中断又は停止などの障害が発生する可能性があります。当社としては、これらの障害によってオンライン参加株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・ ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ ライブ配信の映像の撮影、録音、録画行為又はインターネット等での無断公開は固くお断りします。

4. お問い合わせ先

ライブ配信の視聴に不具合が出て配信が見られない等の動画プレイヤーの不具合に関わるお問い合わせは、下記にお電話くださいますようお願い申し上げます。

ライブ配信用コールセンター

専用ダイヤル：03-4510-9608

注意事項

ログインに関するIDやパスワード等のご質問に関しましては、回答ができませんのでご注意ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、東京オリンピック2020開催という明るい話題はあったものの、度重なる新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」の影響により、極めて厳しい状況で推移しておりました。2021年秋頃からは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の効果が徐々に表れ、日本国内の感染者数は低水準に抑えられたことから、経済社会活動は正常化に向かい、併せて、海外経済が改善の傾向にあることから、景気回復が期待されております。しかしながら、新型コロナウイルスの再拡大や半導体不足の長期化、海外における金融政策の影響による経済の下振れや金融資本市場の変動のリスクについて注視する必要があります。

このような状況において、クラウドサービスの活用、テレワーク環境の整備や組織内WiFi環境の充実など、組織のICT環境は大きく変化し、その結果、新たな情報セキュリティリスクが生まれ、サイバー攻撃の件数も日々増加の一途を辿っています。そのような中、当社は「SECURE THE SUCCESS.」のビジョンのもと、ログ管理製品「ALogシリーズ」並びに、ネットワークセキュリティサービス「クラウドVPN Verona」、「クラウド無線LAN Hypersonix」などの提供を通じて、安心・安全とともに企業の成長とイノベーションの貢献に努めてまいりました。

当事業年度においては、さらに高度化するサイバー攻撃に対応すべく、研究開発に注力し、製品・サービスの機能強化を推進することに加え、広告宣伝を積極的に行い、「ALogシリーズ」や「クラウドVPN Verona」、「クラウド無線LAN Hypersonix」などの導入企業数拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,761,482千円(前期比19.3%増)、営業利益は260,498千円(前期比39.4%増)、経常利益は260,109千円(前期比40.0%増)、当期純利益は183,785千円(前期比45.9%増)となりました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

セグメント別の業績は次のとおりであります。

データセキュリティ事業

当事業年度におけるデータセキュリティ事業は、新型コロナウイルス感染症拡大によるログ管理製品「ALogシリーズ」の導入に対する投資抑制圧力や現地作業の延期などにより受注に影響はあったものの、第3四半期以降は、回復の兆しが見られております。また、コロナ禍において、セミナー、展示会などが制約を受ける中、当事業では積極的なウェビナー開催を通じて、新規案件の創出に努めてまいりました。さらに、ログの運用管理に対するアウトソースのニーズに対し、新たな収益の仕組みとして、ログ運用サービスの企画、開発をし、サービス提供のための体制を整備いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は1,079,371千円(前期比2.8%増)、セグメント利益は597,923千円(前期比0.7%減)となりました。

ネットワークセキュリティ事業

当事業年度におけるネットワークセキュリティ事業は、半導体不足が多く企業の影響を及ぼす中、「クラウドVPN Verona」や「クラウド無線LAN Hypersonix」では、先行して機器の在庫確保を行ったことが奏功し、年間を通じて安定したサービス供給が可能となったことにより、新型コロナウイルス感染症拡大や働き方の多様化に伴う、テレワーク環境整備の需要を「クラウドVPN Verona」を通じて取り込むことができました。さらに、昨今のWEB会議の急速な普及に伴う、企業や教育機関、医療機関などのWiFi環境整備についても、クラウド上の集中管理センターから導入・運用が行える「クラウド無線LAN Hypersonix」がコロナ禍における多くの組織のニーズにマッチし、多拠点/多店舗企業を中心に需要を取り込み、サービス利用が拡大いたしました。研究開発については、高度化するサイバー攻撃に対応し、より高いセキュリティサービスを提供するため、日々機能強化に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は1,682,110千円(前期比33.0%増)、セグメント利益は300,686千円(前期比37.8%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第 25 期 (2020年12月期) (前事業年度)		第 26 期 (2021年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
データセキュリティ事業	1,050百万円	45.4%	1,079百万円	39.1%	29百万円	2.8%
ネットワークセキュリティ事業	1,264	54.6	1,682	60.9	417	33.0
合計	2,314	100.0	2,761	100.0	446	19.3

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、36,466千円であります。その主な内容は、ソフトウェア30,598千円及びサーバ機器等5,868千円等であります。当社はデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しておりません。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2021年12月22日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募による自己株式の処分により778,607千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2018年12月期)	第 24 期 (2019年12月期)	第 25 期 (2020年12月期)	第 26 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	1,309	2,161	2,314	2,761
経常利益又は経常損 失 (△) (百万円)	△105	129	185	260
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (百万円)	△82	76	125	183
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△25.51	23.43	35.83	51.29
総 資 産(百万円)	1,144	1,435	1,863	2,849
純 資 産(百万円)	244	337	472	1,435
1株当たり純資産 (円)	75.32	96.05	132.46	358.43

- (注) 1. 2018年12月期(23期)は決算月の変更により2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間となっております。
2. 2020年11月20日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材採用と育成

当社は、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することが重要な経営課題であると認識しており、積極的に人材の採用活動を行っております。しかしながら、サイバーセキュリティ対策の技術者、セキュリティシステムの開発者やネットワー

クを担当するシステムエンジニア、及び新規事業の企画者等については、技術革新のスピードが著しく、また、人材市場にAI技術の経験保有者の絶対数も少ないことから、優秀な人材の確保は容易ではないと認識しております。当社では学生インターンや長期アルバイトからの正社員採用や大学との共同研究による人材交流で、積極的にIT技術者を採用していく方針であります。また、サイバーセキュリティ対策のための知識、AIスキルやプログラム開発の教育制度の受講を促進して高い技術力を獲得させ、その上で透明性・公平性を担保する人事評価制度によって従業員のモチベーションを高める施策を取ってまいります。

② 研究開発

毎期事業の発展のために、積極的に研究開発活動に取り組んでおります。本社における開発部隊と札幌市に拠点を置く「さっぽろ研究所」において研究開発を行っております。また、国立大学法人北海道大学等と連携し、AIやビッグデータ解析などの先端技術の共同研究も進めてまいります。各拠点における活動により当社の新サービスとして成長させるべく、研究開発に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社の継続的な発展のために業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性及び透明性確保のためにコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化を進めております。

④ 情報管理体制の更なる強化

当社は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)(注1)の国際規格であるISO/IEC 27001:2013(注2)の認証を取得しております。情報セキュリティの管理・運営に関して継続的に充実を図り、お客様に高品質の製品・サービスを安全に、安定的に提供していくことが重要だと考えております。また、内部環境においても情報セキュリティに対して管理体制の強化を進めております。

[用語解説]

注1 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

個々の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。

注2 ISO/IEC 27001:2013

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

事業	事業内容及び主要製品等
データセキュリティ事業	データセキュリティ監査ツールの開発/販売 情報セキュリティマネジメントシステム構築/監査/運用支援
ネットワークセキュリティ事業	ネットワークセキュリティシステムのコンサルティング/設計/構築/運用 クラウドネットワークサービスの開発/販売

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

本 社	東京都中央区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
125名	14名増	37.2歳	5.5年

事業区分	使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名増)
データセキュリティ事業	25	3
ネットワークセキュリティ事業	45	5
全社 (共通)	55	6
合計	125	14

(注) 1. 使用人数には、パートタイマー (計19名)、人材会社からの派遣社員 (計17名) 及び常駐の業務委託者 (計13名) は含まれておりません。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門等に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	48,500 千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	30,554
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	29,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	26,662

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年12月22日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 4,005,600株
(3) 株主数 3,460名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 チ ャ ク ル	1,164,800	29.1%
石 田 晃 太	247,200	6.2
株 式 会 社 S B I 証 券	181,700	4.5
株 式 会 社 セ キ ュ ア ヴ ェ イ ル	176,000	4.4
網 屋 従 業 員 持 株 会	149,920	3.7
楽 天 証 券 株 式 会 社	108,900	2.7
柴 崎 正 道	104,800	2.6
投 資 事 業 組 合 オ リ ッ ク ス 9 号	100,000	2.5
新 納 隆 広	84,800	2.1
加 藤 光 栄	76,800	1.9

- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は5,600株増加しております。
2. 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月5日	2020年11月20日
新 株 予 約 権 の 数		505個	123個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 404,000株 (新株予約権1個につき 800株)	普通株式 98,400株 (新株予約権1個につき 800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 60,000円 (1株当たり 75円)	新株予約権1個当たり 130,400円 (1株当たり 163円)
権 利 行 使 期 間		2021年12月6日から 2029年11月19日まで	2022年11月19日から 2030年11月18日まで
行 使 の 条 件		(注)1	(注)1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 442個 目的となる株式数 353,600株 保有者数 6名	新株予約権の数 48個 目的となる株式数 38,400株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注)1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

①新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社が認める場合にはこの限りではない。

②新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

- 2020年11月20日付をもって普通株式1株を10株に株式分割を行っております。
- 2021年8月26日付をもって普通株式1株を80株に株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	伊 藤 整 一	経営全般
代表取締役社長	石 田 晃 太	事業全般
取 締 役	柴 崎 正 道	最高情報セキュリティ責任者（CISO）
取 締 役	森 行 博	管理本部長
取 締 役	佐 久 間 貴	データセキュリティ事業部長
取 締 役	寺 園 雄 記	ネットワークセキュリティ事業部長
取 締 役	五 十 嵐 隆	ウィナーソフト株式会社取締役
取 締 役	大 須 賀 正 之	
常 勤 監 査 役	田 口 信 夫	
監 査 役	岡 村 健 司	公認会計士 学校法人女子美術大学監事
監 査 役	間 宮 順	弁護士 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社監査役

- (注) 1. 取締役大須賀正之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡村健司氏及び監査役間宮順氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岡村健司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役間宮順氏は、弁護士の資格を有し、法律に関する豊富な見識を有しております。
4. 2022年2月28日付で取締役の柴崎正道氏は退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役大須賀正之氏、取締役五十嵐隆氏、監査役田口信夫氏、監査役岡村健司氏及び監査役間宮順氏につきましては会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	109百万円 (4)	98百万円 (4)	— (—)	— (—)	11百万円 (—)	8名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	22 (9)	21 (9)	— (—)	— (—)	0百万円 (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	132 (14)	120 (14)	— (—)	— (—)	11百万円 (—)	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2022年2月28日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役岡村健司氏は、公認会計士岡村健司事務所の代表及び学校法人女子美術大学の監事です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役間宮順氏は、スクワイヤ外国法共同事業法律事務所のパートナー弁護士、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大 須 賀 正 之	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 岡 村 健 司	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席しており、監査役会15回すべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 間 宮 順	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席しており、監査役会15回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたしません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,469,357	流動負債	1,190,220
現金及び預金	1,893,149	買掛金	39,166
売掛金	196,600	1年内返済予定の長期借入金	80,232
仕掛品	65,834	未払金	56,740
原材料及び貯蔵品	182,608	未払費用	88,007
前渡金	74,149	未払法人税等	48,498
前払費用	54,020	前受金	824,338
その他	2,993	預り金	11,083
固定資産	380,032	その他	42,153
有形固定資産	46,063	固定負債	223,434
建物	28,830	長期借入金	54,784
工具器具及び備品	17,232	退職給付引当金	39,750
無形固定資産	99,355	役員退職慰労引当金	128,900
ソフトウェア	96,258	負債合計	1,413,654
ソフトウェア仮勘定	981	(純資産の部)	
その他	2,115	株主資本	1,435,734
投資その他の資産	234,613	資本金	50,210
投資有価証券	1,559	資本剰余金	761,042
出資金	110	資本準備金	210
長期前払費用	2,543	その他資本剰余金	760,832
繰延税金資産	75,747	利益剰余金	624,482
保険積立金	93,138	その他利益剰余金	624,482
敷金	55,810	特別償却準備金	119
その他	5,703	繰越利益剰余金	624,363
資産合計	2,849,389	純資産合計	1,435,734
		負債純資産合計	2,849,389

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,761,482
売上原価	1,303,476
売上総利益	1,458,006
販売費及び一般管理費	1,197,507
営業利益	260,498
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	100
受取手数料	367
助成金収入	14,519
その他	1,424
合計	16,424
営業外費用	
支払利息	1,506
為替差損	1,310
上場関連費用	13,912
その他	82
合計	16,812
経常利益	260,109
特別損失	
固定資産除却損	0
ゴルフ会員権評価損	7,080
合計	7,080
税引前当期純利益	253,029
法人税、住民税及び事業税	79,972
法人税等調整額	△10,728
当期純利益	183,785

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社 網屋
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 島	章
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岩 渕	誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社網屋の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社網屋 監査役会

常勤監査役 田 口 信 夫 印
社外監査役 岡 村 健 司 印
社外監査役 間 宮 順 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 経営体制の変更に伴い、現行定款第14条と第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長に変更するものであります。
- (3) 上記の新設、削除及び変更される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <削除></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日又は遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する経過措置) 第2条 現行定款第14条及び第22条の変更は、2022年3月26日から効力を生ずるものとする。 2. 本附則は、2022年3月31日にこれを削除する。</p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2022年2月28日をもって取締役を退任された柴崎正道氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の規程に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

柴崎正道氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
柴崎正道	1998年4月 当社入社 2004年4月 取締役就任 2019年1月 取締役CISO就任 2022年2月 取締役退任

以上

定時株主総会会場ご案内図

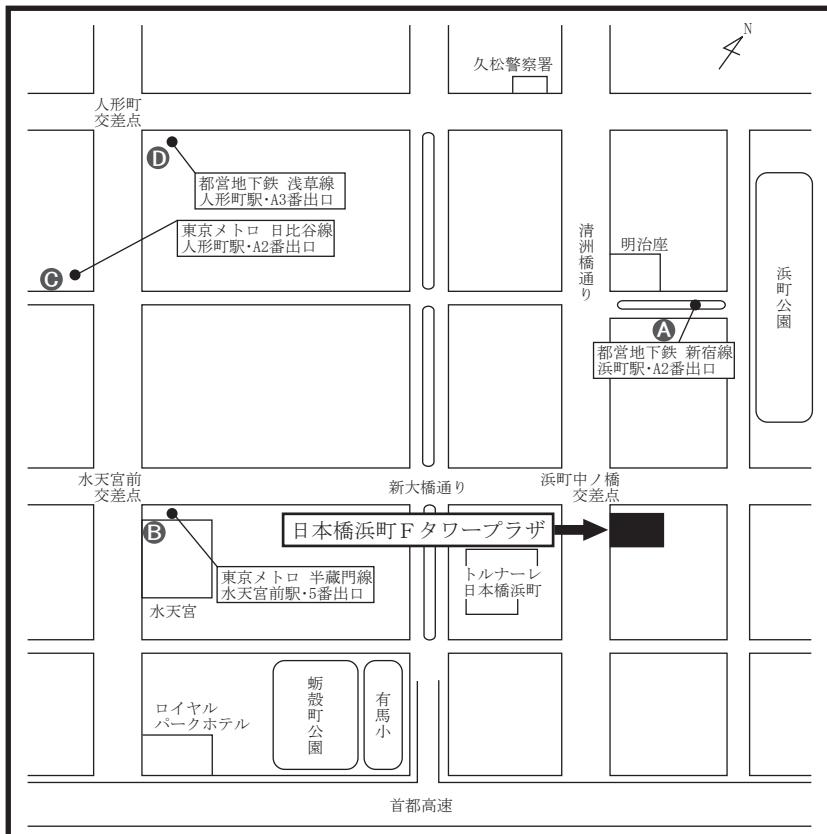
会場

日本橋浜町Fタワープラザ3階（プラザホール）

東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号

交通

都営地下鉄		● A	新宿線	浜町駅		A2番出口より徒歩4分
東京メトロ		● B	半蔵門線	水天宫前駅		5番出口より徒歩5分
東京メトロ		● C	日比谷線	人形町駅		A2番出口より徒歩12分
都営地下鉄		● D	浅草線	人形町駅		A3番出口より徒歩15分



※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。